

東京都知事 殿

企業等の所在地
 企業等の名称
 代表者役職・氏名

事業所防災リーダー優良企業認定申請書

(大規模事業所 ・ 中小規模事業所 (個人事業主含む))※

事業所防災リーダー優良企業表彰制度実施要綱第 4 に基づき、下記のとおり応募します。

記

1 企業等の概要等

業 種 名	1. 農 業 ・ 林 業 2. 漁 業 3. 鉱業・砕石業・砂利採取業 4. 建 設 業 5. 製 造 業 6. 電気・ガス・熱供給・水道業 7. 情 報 通 信 業 8. 運 輸 業 ・ 郵 便 業 9. 卸 売 業 ・ 小 売 業 10. 金 融 業 ・ 保 険 業 11. 不 動 産 業 ・ 物 品 賃 貸 業 12. 学 術 研 究 ・ 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業 13. 宿 泊 業 ・ 飲 食 サ ー ビ ス 業 14. 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 ・ 娯 楽 業 15. 教 育 ・ 学 習 支 援 業 16. 医 療 ・ 福 祉 17. 複 合 サ ー ビ ス 事 業 18. サ ー ビ ス 業 (他に分類されないもの)		
	主 な 事 業 内 容	創 業 年	(明治・大正・昭和・平成・令和)
常 時 使 用 す る 従 業 員 (総 数)	人	※大規模事業所かどうかは、都内の従業員数の合計で判断してください。	
常 時 使 用 す る 従 業 員 (都 内)	人		
本申請に係る連絡先			
部 署 名			
担 当 者 名 職 氏 名			
連 絡 先	(電話番号)	(FAX)	
	(メールアドレス)		
郵 送 物 の 送 付 先	郵便番号		
	住所		
プ レ ス 発 表 時 の 企 業 紹 介 文	(40字程度で記載ください。)		

※大規模事業所：都内の事業所で常時使用する従業員数が100人超
 中小規模事業所：都内の事業所で常時使用する従業員数が100人以下 (個人事業主含む)

2 事業所防災リーダーの登録状況

登録数 (都内事業所の 総数)	人
-----------------------	---

3 一斉帰宅抑制推進企業・モデル企業の認定実績

該当	認定年度 (該当する場合のみ)	認定後の状況 (該当する場合のみ)
一斉帰宅抑制推進企業	年度	
一斉帰宅抑制推進モデル企業	年度	

平成30年度から令和5年度にかけて以下の企業に認定されている場合は、「該当」欄に○を入力し必要事項を記載してください。

- 東京都一斉帰宅抑制推進企業
一斉帰宅抑制に関する取組を積極的に実施している企業等
- 東京都一斉帰宅抑制推進モデル企業
推進企業のうち特に優れた取組や波及効果の大きい取組を実施している企業等

4 取組の概要

取組分類

- (1) 従業員や利用客の安全を守るための取組
- (2) 事業所単位での備蓄、訓練、普及啓発等の防災の取組
- (3) 地域と連携した防災の取組

※すべての分類の取組を行ってなくても構いません。

※1つの分類の中で複数の取組を実施している場合は行を追加しても構いません。記載欄が不足する場合は、適宜、欄を拡張して記載してください。

共有可能なノウハウの有無

「有」の場合は、マニュアルや訓練ツール等のデータも御提出ください。

優良企業認定された場合、原則として認定の翌年度末まで、東京都防災ホームページや事業所防災リーダーオフィスページ等で一般向けに公表・共有させていただきます。ご了承ください(優良企業認定がされない場合は公表しません。)

No	取組分類	取組内容	創意工夫していること	取組の効果・改善したこと	共有可能なノウハウの有無(マニュアルや訓練ツールなど)
1					
2					
3					
4					

【添付書類】

- 要件該当申告書（申請書別紙1）
- 取組内容が分かる資料（報告書、社内報、研修資料等）、写真等のデータ
- 企業等の概要が分かる資料（会社・団体パンフレット等）
- （ノウハウの共有が可能な場合）共有可能なマニュアル、訓練ツールのデータ

東京都知事 殿

企業等の所在地
企業等の名称
代表者役職・氏名

事業所防災リーダー優良企業要件該当申告書

- 当方は、以下の申込要件に該当します。
 - (1) 東京都内に本社又は事業所が所在する企業、社団法人、財団法人、特定非営利活動法人、個人事業主等であること。
 - (2) 本事業の趣旨に賛同していること。
 - (3) 実施内容、導入手順、運用方法等の公表が可能であること。
 - (4) 暴力団あるいは暴力団員と関与していないこと。
 - (5) その他法令上又は社会通念上、認定するにふさわしくないと判断される事由がないこと。

- 当方が以下の取消要件に該当した場合に、東京都が当方の認定を取り消すことに同意します。
 - (1) 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。
 - (2) 労働関係法令等に関し重大な違反があったとき。
 - (3) 暴力団あるいは暴力団員と関与したとき。
 - (4) その他法令上又は社会通念上、認定するにふさわしくないと判断される事由があったとき。